

# 政治的公平の解釈について（政府統一見解）

総務省 平成28年2月12日（抜粋）

一つの番組のみでも、例えば、

① 選挙期間中又はそれには近接する期間において、**殊更に支定の候補者や候補した場合に該放送番組を及ぼすと認められる場合**にわたり取り明らかに支選挙の公平性に明らかに支

② 国論を二分するような政治課題について、放送事業者が、み取り解釈により上げず、**殊更に内容を扶持する内容をそれを返す番組を放送した場合に、当該放送事業者の番組編集が不偏不党の立場から明らかに逸脱していると認められる場合**一方の政治的見解のみを取り上げて、それを

といった極端な場合においては、一般論として「**政治的に公平であることを確保しているとは認められない。**

うに、選挙の公平性に明らかに支障を及ぼすと認められる場合

#### 政治的公平の解釈について（政府統一見解）

放送法第4条第1項において、放送事業者は、放送番組の編集に当たつて、「政治的に公平であること」や「報道は事実をまげないですること」や「意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること」等を確保しなければならないとしている。

この「政治的に公平であること」の解釈は、従来から、「政治的問題を取り扱う放送番組の編集に当たつては、不偏不党の立場から特定の政治的見解に偏ることなく、番組全体としてのバランスのとれたものであること」としており、その適合性の判断に当たっては、一つの番組ではなく、放送事業者の「番組全体を見て判断する」としてきただものである。この従来からの解釈については、何ら変更はない。

その際、「番組全体」を見て判断するとしても、「番組全体」は「一つ一つの番組の集合体」であり、二つの番組を見て、全体を判断することは当然のことである。

総務大臣の見解は、一つの番組のみでも、例えば、

- ① 選挙期間中又はそれに近接する期間において、殊更に特定の候補者や候補予定者のみを相当の時間にわたり取り上げる特別番組を放送した場合のよ

- ② 国論を二分するような政治課題について、放送事業者が、一方の政治的見解を取り上げず、殊更に、他の政治的見解のみを取り上げて、それを支持する内容を相当の時間にわたり繰り返す番組を放送した場合のように、当該放送事業者の番組編集が不偏不党の立場から明らかに逸脱していると認められる場合

といった極端な場合においては、一般論として「政治的に公平であること」を確保しているとは認められないとの考え方を示し、その旨、回答したところである。

これは、「番組全体を見て判断する」というこれまでの解釈を補充的に説明し、より明確にしたもの。なお、放送番組は放送事業者が自らの責任において編集するものであり、放送事業者が、自主的、法律的に放送法を遵守していただくものと理解している。

以上

「政治的公平」に関する放送法の解釈について（磯崎補佐官関連）

平成 26 年

11月 26 日（水）

磯崎総理補佐官付から放送政策課に電話で連絡。内容は以下の通り。

- 放送法に規定する「政治的公平」について局長からレクしてほしい。
- コメンテーター全員が同じ主張の番組（TBS サンデーモーニング）  
は偏っているのではないかという問題意識を補佐官はお持ちで、「政治的公平」の解釈や運用、違反事例を説明してほしい。

28 日（金）：磯崎補佐官レク

磯崎補佐官から、「政治的公平」のこれまで積み上げてきた解釈をおかしいというものではないが、①番組を全体で見るときの基準が不明確ではないか、②1つの番組でも明らかにおかしい場合があるのではないか、という点について検討するよう指示。

12月 18 日（木）、25 日（木）：磯崎補佐官レク

さらに前向きに検討するよう指示。（補佐官は年明けに総理に説明したうえで、国会で質問したいとのこと。）

平成 27 年

1月 9 日（金）：磯崎補佐官レク

総務省からの説明を踏まえた資料を補佐官側で作成するので、本資料に関する協議を事務的に進めるよう指示。

16 日（金）、22 日（木）：磯崎補佐官レク

総務省からの補佐官資料に対する意見は先祖帰りであり、前向きに検討するよう指示。

29 日（木）：磯崎補佐官レク

補佐官了解。今後の段取り（国会質問等）について認識合させ。

2月 13 日（金）：高市大臣レク（状況説明）

17 日（火）：磯崎補佐官レク（高市大臣レク結果の報告）

24 日（火）：磯崎補佐官レク（官房長官レクの必要性について相談）

3月 2 日（月）：山田総理秘書官レク（状況説明）

厳重取扱注意

3月5日（木）：磯崎補佐官から安倍総理に説明（今井・山田総理秘書官同席）  
※3/5 山田総理秘書官から、3/6 磯崎補佐官から、総理への説明模様を報告。

9日（月）：  
平川参事官から安藤局長に連絡（高市大臣と安倍総理の電話会談結果）

13日（金）：  
山田総理秘書官から安藤局長に連絡（高市大臣と安倍総理の電話会談  
結果）

4月1日（水）～4月7日（火）：答弁案の調整  
※山口補佐官付と放送政策課・西潟補佐の間でやりとり。

5月12日（火）：参・総務委員会  
(自) 藤川政人議員からの「政治的公平」に関する質問に対し、磯崎補佐  
官と調整したものに基づいて、高市大臣が答弁。

## 「政治的に公平であること」について

放送法第4条第1項第2号に規定する「政治的に公平であること」とは、政治的な問題を取り扱う放送番組の編集にあたっては、『不偏不党の立場から特定の政治的見解に偏ることなく、放送番組全体としてバランスのとれたものであること』とされ、その判断にあたっては、『一つの番組ではなく、放送事業者の番組全体を見て判断することとなる。』とされているが、ここでいう「番組全体を見て判断する」とは具体的にどのようなことなのか。また、明確な基準があるのかどうかを考慮する極端な事例はどうなつかのなか

ここでいう、「放送事業者の番組全体を見て判断」とは、放送事業者が政治的な問題を取り扱う放送番組の編集を行いう際に、ある一つだけの番組について直ちに判断するということではなく、ある期間全体を貫く放送番組の編集の考え方のあらわれ、そういうようなものの中で、それが、不偏不党の立場から特定の政治的見解に偏ることなく、その放送事業者の放送する放送番組全体としてバランスのとれたものであるかどうかを見て判断するという意であります。

すなわち、放送事業者の全体の放送番組の編集計画の中において、不偏不党の立場から特定の政治的見解に偏ることなく様々な政治的な見解について扱うという意図をもつて編集が行われているのであれば、例えば、A、Bという異なる政治的見解がある政治的な問題について、一つ、一つの番組においてはそれぞれA、Bという別個の特定の政治的見解のみが取り上げられていたとしても、そのことのみをもつて「政治的に公平であること」に反することにはならず、それらの放送番組全体として、特定の政治的見解に偏ることなく、当該政治的な問題に係るA、Bという政治的見解を取り上げている場合には、「政治的に公平であること」という放送番組準則の規定に沿っていることとなるところであります。

H26.12.25 3R

放送番組準則の規定に沿っていること

一方、様々な政治的見解がある政治的な問題について、ある期間全体を貫く放送番組の編集の考え方のあらわれとして、一つの番組でなく、他の番組でもある特定の一つの政治的見解のみが取り上げられ、そうしたことが繰り返し行われて、当該一つの政治的見解のみが常に放送されているような状況になると、例えば、「連續して一つの政治的見解だけを取り上げて（逆説的には他の政治的見解を取り上げず）、それを視聴している者として、そういう見解しかないというふうな感じを与えるように、繰り返しそういうことが行われる」というような場合には、極端な例として、「政治的に公平であること」には沿っていない、そういう事例になつてくるかと考えられます。

#### ○ 放送法（昭和二十五年五月二日法律第百三十二号）

##### （目的）

第一条 この法律は、次に掲げる原則に従つて、放送を公共の福祉に適合するよう規律し、その健全な発達を図ることを目的とする。

- 一 （略）
- 二 放送の不偏不党、真実及び自律を保障することによつて、放送による表現の自由を確保すること。

##### （放送番組編集の自由）

第三条 放送番組は、法律に定める権限に基づく場合でなければ、何人からも干渉され、又は規律されることがない。

##### （国内放送等の放送番組の編集等）

第四条 放送事業者は、国内放送及び内外放送（以下「国内放送等」という。）の放送番組の編集に当たつては、次の各号の定めるところによらなければならない。

- 一 （略）
- 二 政治的に公平であること。

政治的な問題を取り扱う放送番組について、政治的公平の観点から、どのように放送番組全体としてバランスをとっているのかという点で、懸念が生ずる中、その編集の考え方を問われれば、当該放送番組を放送した放送事業者において、必要な説明がなさるべきものと考えるが、どうか。

放送番組は放送事業者が自らの責任において編集するものであり、その政治的公平性の確保に関する考え方について問われた場合にも国民視聴者に対して適切に説明できるよう、放送事業者は常に自觉をもつて放送番組の編集を行うことが重要であると認識しているところであります。  
こうした中にあって、仮に政治的公平確保の観点から、番組編集の考え方について広く社会的に問われた場合には、当該放送事業者において、国民・視聴者に対して適切に説明していくこととなるものと考えられます。

政治的公平については、放送番組全体を見て判断する」といっても、一つの番組のみをもって「政治的公平」を欠き、放送法の放送番組準則に抵触する極端な事例も在り得るのではないか。例えば、選挙投票日前日の番組でアナウンサーが特定の政党への投票を促す発言を行った場合は、その番組だけ放送番組準則に反することとなるのではないか。

個別の事案については、その番組での發言内容とその背景や、当該番組以外の番組での放送内容などを総合的に勘案しつつ、慎重に検証する必要があり、一概に申し上げることは困難などごろであります。したがって、一般論として申し上げれば、通常は一つの番組で特定の政治的見解のみが放送され、社会的にその適否が問われた場合であっても、その前後の番組での他の政治的見解の扱いまで含めて総合的に検証した上で判断することが必要となるところであります。ご指摘のような極端な事例とは、一般論としても、具体的には、そうした総合的な検証をも要さないような事例といいうことになろうかと考えられます。なお、そのような場合であっても、表現活動に関する扱いは慎重を期すことが求められるところであり、基本的には、やはり前後の番組などの総合的な検証を経ることが適当と考えられます。

磯崎總理補佐官ご説明結果（4R概要）

取扱厳重注意

日時 平成27年1月9日（金） 17：10～17：20

場所 官邸（磯崎總理補佐官室）

先方 磯崎補佐官（○）、山口補佐官付

当方 安藤情報流通行政局長（×）、長塩放送政策課長、西がた（記）

前回ご説明（12月25日（木）午後）の際の磯崎補佐官から指摘を踏まえ、別添の資料に沿って安藤局長から再度ご説明。補佐官の主な発言は以下のとおり。

【1. 本日の資料と今後の進め方について】

- ) 論理としてはこれで良い。総務省に努力いただいていることは十分わかった。  
「極端な例」を挙げてくれと言ったのはこっちだが、「投票日前日」の話とか、放送局が「（他党の政治的見解を）放送で取り上げる意志がない旨表明する」というのは極端すぎて応用が利かない。もう少し普遍性があってもいいのではないか。  
○) 気持ちは通じてきているので、1回こちら（磯崎補佐官）で書いてみたい。それで問題があれば文句を言ってくれ。ようは法令協議をやろう。メールベースのやりとりでいいのではないか。（帰庁後本日の資料の電媒を補佐官付の山口氏に送付）

【2. 資料についての補佐官の指摘事項】

（後段の「一つの番組のみをもって、当該放送事業者の放送番組編集が「政治的公平」を欠き、放送法の放送番組準則に抵触することとなると考えられる例」について）

- ) （1つめの選挙期間の例について）「投票日前日」とするのは例示として具体的すぎではないか。「特定の政党への投票を促す」というのも、それはそれでアウトだが、さすがにテレビでここまでやることはないだろう。  
○) 立候補予定者の宣伝になるような、とか、例えばBPOが意見を公表した蓮舫（議員）の件（注）のようなレベルで例示できないか。  
(注)TBSの「関口宏の東京フレンドパークII」（平成22年6月28日放送）において、参院選挙期間中にもかかわらず、ゲストが（アドリブで）ピンクレディーの「UFO」の替歌として「UFO」を「蓮舫」に変えて歌ったもの。  
○) （2つめの「国論を2分するような政治的問題」に関する例について）「特定の政党」とあるが、政党だけに限られるのか。政治的に公平であることが求められるのは政治的意見であり、政党だけのものではないのではないか。  
○) 「他党の政治的見解について取材したり放送で取り上げる意志がない旨表明」の一行についても、さすがに放送局がこれを表明することはないだろう。「もう一方の主張はまったく紹介しない」とか、「『不偏不党』が疑わしい」とか、もう少し普遍性がある形で例示できないか。

（以上）

## 「政治的に公平であること」について

- 一つの番組ではなく、放送事業者の番組全体として「政治的に公平であること」に沿っていると考えられる具体例

・国論を2分するような政治的問題について、ある番組では特定の政党の政治的見解のみを取り上げて放送した場合であっても、不偏不党の立場から、他の番組で、他党の政治的見解を取り上げて放送しているような場合

88

- 一つの番組のみをもって、当該放送事業者の放送番組編集が「政治的公平」を欠き、放送法の放送番組準則に抵触することとなると考えられる例
- ・選挙期間中の投票日前日に、特定の政党への投票を促す番組を編集し、放送を行った場合
- ・国論を2分するような政治的問題について、ある番組の中で、特定の政党の政治的見解のみを取り上げて執拗に繰り返し放送し、当該放送局として他党の政治的見解について取材したり放送で取り上げる意思がない旨表明するなど、当該放送事業者の放送番組編集の考え方としてその特定の政党の政治的見解以外の政治的見解を放送する意思がないことが客観的に明らかな場合

出典：総務省『「政治的に公平であること」について』  
令和5年3月3日参議院予算委員会 立憲民主・社民 小西洋之

磯崎総理補佐官室からの連絡  
(放送番組編集の政治的公平について)

日時 平成27年1月13日(火) 16:15 先方から入電  
先方 磯崎総理補佐官室 山口氏(○)  
当方 放送政策課 西がた(×)

○) 先日(1/9)にいただいた資料をベースに(磯崎)補佐官が書いた案をメールでお送りした。補佐官からは、

- ・(総務省の立場から見て問題あれば)自由に意見を言っていただきたい。
  - ・時間がないため、早急に回答をいただきたい。
- とのこと。

×) 「早急に」とはどのくらいのスピード感を想定しているか。

○) 具体的な指示はないが、自分(山口氏)の感触としては、明日の朝補佐官が官邸に登庁される予定であり、その際にお送りしたペーパーについて訊かれると思料。感触レベルのものも含め、何らかの「回答」ができればありがたい。  
(その際の回答はメールベースで十分であるとのこと)

(当方から、過去に補佐官と各省の間で類似する事例の有無を訊いたところ、)

○) 安全保障のように複数省庁を跨ぐ案件について補佐官が落とし処の調整をしたこととはこれまであったが、今回のようなケースは記憶にない。他方、補佐官がこうした調整に乗り出す場合、「自由に意見を」ということも記憶にない(書き出したら「突っ走る」イメージ)。

○) 補佐官は、今回の件で放送担当部局が(補佐官の意に沿う形では)回答しづらいことは理解されており、前回(1/9)ご説明の際に補佐官のご指摘に沿う資料を調製いただいたことには相当感謝していた。省内の調整等のご尽力を理解しつつ、これ以上総務省が回答を書くのは厳しいのではないかという問題意識から、今回自ら「書いてみた」ものと理解している。

×) 今回の調整が一定程度セットされた時点で高市大臣にもお諮りするという段取りでよいか。

○) (山口氏も)「時間がない」の意味を正確に理解しきれていないが、そのように理解している。

×) (安藤)局長は外出中であるが、至急対応を検討したい。

○) 夕刻(定時頃)再度ご連絡したい。

(以上)

## 放送法における政治的公平に係る解釈について（案）

### 1 現行の政府解釈

放送法における政治的公平性については、昭和39年4月28日の参議院通信委員会における郵政省電波監理局長答弁以来、次のような解釈を探っている。

- 放送法第4条第1項第2号の規定により、放送事業者は、その番組の編集に当たり、「政治的に公平であること」が求められている。
- ここでいう「政治的に公平であること」とは、政治的な問題を取り扱う放送番組の編集に当たっては、「不偏不党の立場から特定の政治的見解に偏ることなく、放送番組全体としてのバランスのとれたものであること」である。
- その判断に当たっては、一つの番組ではなく、放送事業者の番組全体を見て判断することとなる。

### 2 問題点

これまでの政府解釈には次のような問題点があり、放送の政治的公平を判断する上で、具体的な基準となり得なかつた嫌いがある。

- ① これまで、「一つの番組ではなく、放送事業者の番組全体を見て判断する」との答弁に終始し、どのような番組編集にすれば放送事業者の番組全体を見て「政治的に公平である」と判断されるのか、具体的な基準を示してこなかつた。
- ② 同様に、「政治的に公平である」ことの説明責任の所在についても、明確に示してこなかつた。
- ③ 放送事業者の番組全体を見なくとも、一つの番組だけを見たときに、どのように考へても「政治的に公平であること」に反する極端な場合が実際にあり得るが、このことについて政府の考え方を示してこなかつた。

### 3 解釈について補充的説明

今後は、国会質疑等の場で、次の内容に沿って、従来の政府解釈について、補充的説明を行うものとする。

- ① 例えば、ある時間帯で総理の記者会見のみを放送したとしても、後のニュースの時間に野党党首のそれに対する意見を取り上げている場合のように、国論を二分するような政治的課題について、ある番組で一方の政治的見解のみを取り上げて放送した場合であっても、他の番組で他の政治的見解を取り上げて放送しているような場合は、放送事業者の番組全体として政治的公平を確保しているものと認められる。
- ② 政治的公平の観点から番組編集の考え方について社会的に問われた場合には、放送事業者において、当該事業者の番組全体として政治的公平を確保していることについて、国民に対して説明する必要がある。
- ③ 一つの番組のみでも、次のような極端な場合においては、「政治的公平」を欠き、放送番組準則に抵触することとなる。
  - ・選挙期間中又はそれに近接する期間において、特定の候補者や候補予定者のみを殊更に取り上げて放送した場合のように、選舉の公平性に明らかに支障を及ぼすと認められる場合
  - ・国論を二分するような政治的課題について、ある番組の中で、一方の政治的見解を取り上げず、他の政治的見解のみを取り上げて執拗に繰り返した場合のように、当該放送事業者の番組編集が不偏不党の立場から明らかに逸脱していると認められる場合

出典：総務省『放送法における政治的公平に係る解釈について（案）』  
令和5年3月3日参議院予算委員会 立憲民主・社民 小西洋之

磯崎総理補佐官室からの連絡事項等

日時 平成27年1月15日（木） 夕刻以降数次

先方 磯崎総理補佐官室 山口氏（○）

当方 放送政策課 西がた（×）

磯崎補佐官への再レクの日程調整を行う過程で、補佐官のお考え等について補佐官付（山口氏）から連絡があったもの。主なやりとりは以下のとおり。

○) 補佐官は本日はもともとご機嫌が悪かったのだが、いただいた縦書きの説明資料で「その後の番組」の議論が展開されており、疑心暗鬼になり、激高する結果になつたものと考えている。

補佐官の頭の整理は、①グレーな番組については番組全体でプラスマイナスがあることは理解（これまでの整理を肯定）した上で、②一発アウトになり得る本当にひどいクロの番組があるはずだというものの。

前回ご説明いただいた際、補佐官から「事例が極端すぎる」等の指摘はあったが、補佐官としてもこうした根っここの部分は共有できたと考えていたところ。

×) 前回の資料においても、（補佐官から「応用が利かない」等のご指摘はあったものの）「…放送法の放送番組準則に抵触することとなると考えられる例」として選挙の事例と国論を2分する事例をお持ちした訳であり、その部分は共有しているはずである。

他方、補佐官自らお書きいただいたものにケチつけるつもりはないが、選挙の事例で言えば、「特定の候補者や候補予定者のみを殊更に取り上げて放送」するだけでクロになるとは、少なくとも当方は考えられない。補佐官が「殊更に」という言葉でどういう事態を想定されているのか不知であるが、この部分の読み方によつてはBPOの蓮舫議員の事案も（議員の名前をテレビで連呼しただけで）番組準則違反に直結することになりかねない。そんな整理は業界も学会も持たない。当方としては、今回補佐官からいただいた事案はいずれも「グレー」のものであると判断し、グレーであるがゆえに「その後の他の番組で」という議論をさせていただいたところである。

○) 本日の修正案の「可能性がある」を加筆することについて、補佐官は「このままでは抜け穴が大きすぎる」とのことだった。他方、「一般論として（放送番組準則に抵触する）とか「（放送番組準則に抵触する）場合がある」とか、（何らかの留保をつけることについて）「勘弁してほしいということであれば話は聞く」とも言っていた。（注）補佐官から、後刻、「（抵触する）場合がある」とするのは留保として大きすぎるかも、との発言もあったとのこと。

（以下、固名）

「放送法における政治的公平に係る解釈について(案)」について

<2頁目「3 解釈について補充的説明」「③(例示)部分関連>

1 具体的な例示の1つめの「・」(選挙に係る例)については、1つの番組で1人の「特定の候補者や候補予定者のみを殊更に取り上げて放送した場合」であっても、その後の選挙期間中に他の番組で他の候補者や候補予定者を同様な形で取り上げて放送する場合も考えられるところあります。このため、仮に1つの番組で「選挙期間中又はそれに近接する期間において、特定の候補者や候補予定者のみを殊更に取り上げて放送した」ことのみをもって、一律に「『政治的公平』を欠き、放送番組準則に抵触する」とした場合、世間一般からそうした他の番組で取り上げるケースをあげて必ずしも一律に「政治的公平」に反することとはならないのではないかとの指摘を受けることが考えられるところであり、このような理由から一律に論ずることについては難しい面があると考えられます。

また、「選挙の公平性に明らかに支障を及ぼす」ことは、一般論として決して好ましいことではありませんが、放送番組準則の違反に係る判断の直接の基準としては放送法第4条第1項第2号に定める「政治的に公平であること」とするほうがより望ましいものと考えられます。

2 具体的な例示の2つめの「・」(国論を2分する政治的課題の例)については、「ある番組の中で、一方の政治的見解を取り上げず、他の政治的見解のみを取り上げて執拗に繰り返した場合」であっても、その後の他の番組でもう片方の政治的見解について同様の形態で取り上げられる場合を否定できないところあります。このため、仮に1つの番組で(片方の)「政治的見解のみを取り上げて執拗に繰り返した」ことのみをもって一律に「『政治的公平』を欠き、放送番組準則に抵触する」とした場合、世間一般からそうした他の番組で取り上げるケースをあげて必ずしも一律に「政治的公平」に反することとはならないのではないかとの指摘を受けることが考えられるところであり、このような理由から一律に論ずることについては難しい面があると考えられます。

また、「不偏不党の立場から明らかに逸脱していると認められる」ことは、「不偏不党」が放送法の目的規定に掲げられていることからも)一般論として決して好ましいことではありませんが、放送番組準則の違反に係る判断の直接の基準としては放送法第4条第1項第2号に定める「政治的に公平であること」とするほうがより望ましいものと考えられます。

3 以上のとおり、それぞれの事例については、上述1及び2の前段で述べた事情から、一律に「放送番組準則に抵触する」とすることは難しい面があると考えられることから、「③」柱書後段の「放送番組準則に抵触することとなる。」の行について、例えば「放送番組準則に抵触することとなる可能性がある。」とする修正が可能であれば、提示された2つの事例は、「抵触することとなる可能性がある」ものの例示として示すことは可能と考えられます。

具体的な修正(案)につきましては、別紙のとおりです。

### 3 解釈について補充的説明

今後は、国会質疑等の場で、次の内容に沿って、従来の政府解釈について、補充的説明を行うものとする。

- ① 例えば、ある時間帯で総理の記者会見のみを放送したとしても、後のニュースの時間に野党党首のそれに対する意見を取り上げて、いる場合のように、国論を二分するような政治的課題について、ある番組で一方の政治的見解のみを取り上げて放送した場合であっても、他の番組で他の政治的見解を取り上げて放送しているような場合は、放送事業者の番組全体として政治的公平を確保しているものと認められる。
- ② 政治的公平の観点から番組編集の考え方について社会的に問われた場合には、放送事業者において、当該事業者の番組全体として政治的公平を確保していることについて、国民に対して説明する必要がある。
- ③ 一つの番組のみでも、次のような極端な場合においては、「政治的公平」を欠き、放送番組準則に抵触することとなる可能性がある。  
・選挙期間中又はそれに近接する期間において、特定の候補者や候補予定者のみを殊更に取り上げて放送した場合のように、選挙の公平性に明らかに支障を及ぼすと認められる場合  
・国論を二分するような政治的課題について、ある番組の中で、一方の政治的見解を取り上げず、他の政治的見解のみを取り上げて執拗に繰り返した場合のように、当該放送事業者の番組編集が不偏不党の立場から明らかに逸脱していると認められる場合

磯崎總理補佐官ご説明結果

取扱厳重注意

日時 平成27年1月22日（木） 14：30～14：50

場所 官邸（磯崎總理補佐官室）

先方 磯崎總理補佐官（○）、山口補佐官付

当方 安藤情報流通行政局長（×）、長塩放送政策課長、西がた（記）

磯崎補佐官作成の整理ペーパー案に対し、問題点や修正案について安藤局長からご説明。  
主なやりとり以下のとおり。（関係資料は別添のとおり）

×) 補佐官からいただいた整理ペーパー（案）の内容について、仮にこの内容で世の中から問われた場合に、（一般論として、という留保はあるにしても）「政治的に公平であることを確保していると『認められない』」と言い切れるかという観点から検証させていただいた。補佐官のご意向を踏まえつつ総務省としても世の中に説明できるものとする観点から内容についてご相談させていただきたい（安藤局長から修正案の内容を説明）。

【1：選挙に関する事例について】

- ) (安藤局長の) 言っていることは分かる。それぞれの候補を「日替わり」で特集する場合があり得るということだな。他方、どんな場合でも「番組全体で見る」として論理が元に戻るのはダメ。（書きぶりで）工夫する余地はあるだろう。
- ) その意味で「単発の（特別番組）」と明記するのは気に入らない。例示として「特別番組」というのはあってもよい。「意図的に」は不要。「殊更に」「候補者…『のみ』を」と限定している時点できこうしたことを意図して書いている。（もちろん、あつたら困るが、）実際にこんな番組はあり得ないのではないか。

【2. 国論を2分する政治的課題の事例について】

- ) 選挙の事例については「日替わり」の話があり得るということで「特別番組」の例示があって良いが、こちらは特別番組に限定されないだろう。
- ×) 国論を2分する政治的課題についても、例えば一つの番組で片方の主張に賛同する党の議員だけが出演して集中的に議論した後、他方の主張について同様の番組を放送することも考えられ、これだけで番組準則に抵触するとは言い切れない場合があると考える。
- ) 問題意識は理解できる。その部分については「（片方のみの政治的見解を）支持する内容の放送を繰り返した場合」としてはどうか。
- ) 放送（テレビ）は番組がすべてであり、（編集の）意図まで聞いたら話にならない。  
(→「放送事業者において…取り上げる意思がないことが明白である場合」の行の修正についてではご理解いただけず。)
- ) (磯崎補佐官の意図するところとしては) 頭の「『国論を二分するような』政治的課題について」という限定も利いているはず。消費増税は該当するかもしれないが、そもそもの話として、「国論を二分する」イシュー自体がそれほど多くない。そこであえて片方だけの見解を支持する番組を放送すること自体、実際にはあり得ないのではないか。

【その他】

- ×) (磯崎補佐官自ら書き込んだ紙を手交され、) 本日いただいた案で、もう一度、持ち帰り、総務省として堪えられるものか確認・精査させていただきたい。
- ) (もうこれくらいでいいのではないか？と仰りつつ、) 分かった。そういえば、先日の調査会でCATVのインターネットの話（NTTの光ファイバの卸売の件）があったな。昔はCATVのほうが速かったんだが、みんな光だと同じになっちゃうよな。追加になるが、CATVの件もしっかりやってほしい。本日はご苦労様でした。

（以上）

## 高市大臣レク結果（政治的公平について）

日時 平成27年2月13日（金）15：45～16：00  
 場所 大臣室  
 先方 高市大臣（○）、平川参事官、松井秘書官  
 当方 安藤局長（×）、長塙放送政策課長、西がた（記）

安藤局長から資料に沿って説明。また、補佐官からの伝言（下記のほか、「今回の整理は決して放送法の従来の解釈を変えるものではなく、これまでの解釈を補充するものであること」、「あくまで一般論としての整理であり特定の放送番組を挙げる形でやるつもりはないこと」）について付言。質疑等主なやりとり以下のとおり。

- ) 「放送事業者の番組全体で」みるというはどういう考え方なのか。  
 ×) 例えは「総理と語る」や「党首と語る」番組はどの局でもあり得るところ、国民のニーズに応えるものでもあり、これだけをもって政治的公平を欠くとすることは不適当。むしろ、与野党も含め、いろいろな番組を通じて多様な情報提供を期待するもの。
- ) 放送番組の編集に係る政治的公平の確保について、これを判断するのは誰？  
 ×) 放送番組は放送法による自律の保障のもと放送事業者が自らの責任において編集するものであり、一義的には放送事業者が自ら判断するもの。
- ) 「一つの番組」についてはどう考えるのか。  
 ×) （このペーパーでいう「一つの番組」は、）報道ステーションなら報道ステーション、モーニングバードならモーニングバードの1回の番組を指している。
- ×) 大臣のご了解が得られればの話であるが、磯崎補佐官からは、本件を総理に説明し、国会で質問するかどうか、（質問する場合は）いつの時期にするか、等の指示を仰ぎたいと言われている。
- ) そもそもテレビ朝日に公平な番組なんである？どの番組も「極端」な印象。関西の朝日放送は維新一色。維新一色なのは新聞も一緒だが、大阪都構想のとりあげ方も関東と関西では大きく違う。（それでも政治的に公平でないとは言っていない中）「一つの番組の極端な場合」の部分について、この答弁は苦しいのではないか？  
 ×) 「極端な場合」については、「殊更に」このような番組編集をした場合は一般論としては政治的公平が確保されていないという答弁案になっている。質問者に上手に質問され、その質問を繰り返す形の答弁を想定しているが、言葉を補う等した上で答弁を用意したい。
- ) 苦しくない答弁の形にするか、それとも民放相手に徹底抗戦するか。TBSとテレビ朝日よね。実際の答弁については、上手に準備するとともに、①（カッコつきでいいので）主語を明確にする、②該当条文とその逐条解説を付ける、の2点をお願いする。
- ) 官邸には「総務大臣は準備をしておきます」と伝えてください。補佐官が総理に説明した際の総理の回答についてはきちんと情報を取ってください。総理も思いがあるでしょうから、ゴーサインが出るのではないかと思う。

(以上)

取扱厳重注意

磯崎総理補佐官ご説明結果

日時 平成27年2月17日（火） 15：55～16：00  
場所 宮邸（磯崎総理補佐官室）  
先方 磯崎総理補佐官（○）、山口補佐官付  
当方 安藤情報流行政局長（×）、長塩放送政策課長、西がた（記）

- ・先日の高市大臣へのご説明（2／13）の結果について安藤局長からご説明。
- ・主なやりとり以下のとおり。（関係資料は別添のとおり）

- ×）今回の整理ペーパーに基づき、これまでの経緯を含め高市大臣にご説明した。大臣からは、「総務大臣は（答弁の）準備をしておきます」という点と、「補佐官が総理にご説明した際の総理の発言等についてはよく教えてください」という2点について伝えて欲しいとのご指示があった。総理へのご説明の結果等についてはお取り計らいをいただきたい。
- ×）この他、高市大臣からは、（一つの番組の）「極端な事例」に関する答弁部分について、感想的に「（答弁として）苦しいのではないか」というコメントがあった。大臣の真意は不知だが、事務方として忖度すれば、まさに補佐官が企図されているところと思うが、大臣も現実の放送をいろいろとご覧になられている中、放送事業者に対して「効き過ぎる可能性」をお考えになられたのかとも受け止めたところ。
- ）（今回の整理は）そりや効くだろう。そういう意味ではやはり、質問者のほうから「こういう場合はどうだ？」という形で質問する必要があるだろう。高市大臣へのご対応に感謝。今後の手続については総理に相談したい。もちろん、実際の質疑の際は事前によく摺り合わせて慎重にやりたい。突然通告するようなことはしない。そこは信頼してほしい。
- ×）あと、これは総務省の事務方の話であるが、今後の国会審議との関係では、NHK糀井会長の発言問題（戦後70周年に関する件）があり、予算委員会での攻撃材料、そして年度末にご審議いただくNHK予算についても野党が攻撃材料に挙げているとも聞く。本日の自民党の総務会でNHK予算をお認めいただいたが、その際も何人かの議員から苦言があった。今回の政治的公平の件と糀井会長の発言がどう関係するか事務方としても読み切れない部分があるが、先程の「効き過ぎ」との関係で、後に業界が過剰反応し、相乘的に混乱すると、予算委員会やNHK予算審議等の国会運営に支障を来しかねない面もあり、そういう事態は避ける必要があるのではないかと思っているところ。
- ）糀井会長の発言は何が問題になっているのか？総務部会で聞いていたが経緯がよく分からなかった（←安藤局長から経緯等ご説明。）。慣れてきたと思っていたが…。政治的公平のほうは、前から言っているとおり、個別特定の番組を挙げつらうつもりはなく、上品にやろうと思っている。本件と糀井会長の発言は関連しないと思うが、総務省の心配は理解。その場合、4月以後に本件を質す場はあるのか？
- ×）何らかの案件で予算委員会の集中審議はセットされるのではないかと思案するところ。
- ）4月以降の話も含め、タイミングも総理と相談する。いずれにしても慎重にやらなきやいけないことは十分承知。高市大臣へのご対応あらためて感謝。

（以上）

取扱厳重注意

山田総理秘書官レク結果 <未定稿>

日時 平成27年2月18日(水) 16:00~17:00

場所 官邸

先方 山田総理秘書官(○)

当方 安藤局長(×)、長塩課長、西がた(記)

(冒頭、本日の民主党の部門会議や糸井会長の発言の経緯等ご説明。その後磯崎補佐官からの照会の経緯等安藤局長からご説明。山田秘書官の主なご発言等以下のとおり。)

- ) 今回の整理は法制局に相談しているのか?今まで「番組全体で」としてきたものに「個別の番組」の(政治的公平の)整理を行うのであれば、放送法の根幹に関わる話ではないか。本来であれば審議会等をきちんと回した上で行うか、そうでなければ(放送)法改正となる話ではないのか。
- ×) 法制局には当たっていない。磯崎補佐官も現行の「番組全体で」とする解釈を変更するものではなく、あくまで「補充的な説明」と位置づけ。国会で上手に質問されてしまったから答弁せざるをえない形を取ることとしている。
- ) 磯崎補佐官は官邸内で影響力はない(長谷川補佐官は影響力あるとの言)。総務省としてここまで丁寧にお付き合いする必要があるのか疑問(山田秘書官としては総務省から磯崎補佐官を止めて欲しかった?)。今回の話は変なヤクザに絡まれたって話ではないか。
- ) 磯崎補佐官からすれば、前回衆院選の時の萩生田(議員名の要請)文書と同じ考え方で、よかれと思って安保法制の議論をする前に民放にジャブを入れる趣旨なんだろうが、(山田秘書官からすれば)視野の狭い話。党がやっているうちはいいだろうし、それなりの効果もあったのだろうが、政府がこんなことしてどうするつもりなのか。磯崎補佐官はそれを狙っているんだろうが、どこのメディアも萎縮するだろう。言論弾圧ではないか。
- ) 政府として国会でこういう議論をすること自体が問題。新聞・民放、野党に格好の攻撃材料。自分(山田秘書官)の担当(メディア担当)の立場でいえば、総理はよくテレビに取り上げてもらっており、せっかく上手くいっているものを民主党が岡田代表の出演時間が足りない等と言い出したら困る。民主党だけでなく、どこのメディアも(政治的公平が確保されているか検証する意味で)総理が出演している時間を計り出すのではないか。
- ) だいたい問題になるのは「サンデーモーニング」「ニュース23」「報道ステーション」だろうが、国民だってそこまで馬鹿ではない。今回の件は民放を攻める形になっているが、結果的に官邸に「ブーメラン」として返ってくる話であり、官邸にとってマイナスな話。
- ) 磯崎補佐官から総理アポの依頼は来ている。来週のどこかで時間を取りうと思っていたが、このような話であれば、総理室からすれば、何でこんな話をこの時期に入れるのか?ということにもなりかねない。(総務省も)本気でこの案件を総理に入れるつもりなのか。総務省も恥をかくことになるのではないか。
- ) ひとまず「来週のどこかで総理の時間を取り」件は引き延ばすが、磯崎補佐官が別の(秘書官の)ルートでアポ入れをしてくるかもしれない。本件を総理案件から落とすよう総務省から磯崎補佐官にアプローチすべきではないか?(注:山田秘書官は、総理レクには総務省同席せず、あくまでも磯崎補佐官の整理として総理に上げることについては理解されていないようす。)(以上)

取扱厳重注意

磯崎総理補佐官ご説明結果

日時 平成27年2月24日（火） 10：40～10：55

場所 官邸（磯崎総理補佐官室）

先方 磯崎総理補佐官（○）、山口補佐官付

当方 安藤情報流通行政局長（△）、長塩放送政策課長

△) (政治的公平の確保に関する) 先日の話は、実際に国会で答弁を行うと、いろいろと（マスコミなどから）言われることも想定される。こちらから申し上げる話では無いことは十分に承知しているが、総理にお話しされる前に官房長官にお話し頂くことも考えられるかと思いますが。

○) 何を言っているのか分かっているのか。これは高度に政治的な話。官房長官に話すかどうかは俺が決める話。局長ごときが言う話では無い。総理が（官房長官に相談しろと）仰るなら勿論話をする。この件は俺と総理が二人で決める話。

○官房長官に役所から話すことは構わない。しかし、俺の顔をつぶすようなことになれば、ただじゃあ済まないぞ。首が飛ぶぞ。もうここにも来ることができないからな。

○たぶん誰かに言われて、(そういったことを) 言いに来たのだろうから、今日は怒らない。

○(政治的公平について) これまでに話をしてきたことは、別におかしな話ではないだろう。予算委員会で公式に通告し質問して、それに対して大臣から公式に答えてもらうだけ。ただ、事前のすり合わせをやってきたということ。本当は委員会で直接質問できれば良いのだが、(総理補佐官の立場なので) そもそも行かないので、代わりに誰かにやってもらうだけ。

○答弁の内容もおかしなものでは無いだろう。今までのルールがおかしいというのではない。今まででは答弁で捨象してきたところを、今回聞いて、補ってもらおうとするもの。

○俺を信頼しろ。役所の○曰なんだし、ちゃんとやってくれれば、役所の悪いようにはしない。そちらも、官邸の構造論を分かっておくように。

○誰かに言われたのだろうから今日は怒らない。しっかりと考えてやってくれ。

(以上)

山田秘書官対応について（案）

（磯崎補佐官関係）

- 磯崎補佐官の総理レクのセッティングの件をはじめ、これまでのご対応に感謝。
- 先日ご指摘いただいたとおり、現在のメディア環境が政権に好意的なものであることは事実。磯崎補佐官に対しては、（先日のご指摘も踏まえ、）官房長官をはじめとする官邸全体の取り運びについてご進言（ご相談）に上がったが、磯崎補佐官は「総理の指示があればやる、これは政治案件。役所は口を出すな。」とのお考え。
- については、磯崎補佐官からの総理レクがセットされる場合には、

【事前にレクの内容を承知することとなった場合】

総理レクの前に、「本件はサンデーモーニングや報道ステーションといった政権に過度に批判的な番組に対する牽制にはなるが、官邸にとってはマイナスであり、やらないほうが良い」旨を総理にご進言いただく、

【上記の事前レクができない場合】

総理レクの現場でのご対応となるが、仮に総理から国会答弁を行うことで良いとの指示が出た際は、「現在のメディアとの距離感を踏まえれば、国会答弁を行うタイミングについては、慎重に進める必要があり、政権全体のメディア担当である官房長官とも十分なご相談が必要である」旨をご発言いただく、

といった対応を、可能な範囲でお願いできぬか。

【桜井総務審議官限り】

総理レクの結果について  
(放送番組の政治的公平について)

平成27年3月5日(木)夕刻

山田総理秘書官(O) → 電話 → 安藤局長

- 総理へのご説明は本日16:05から実施。磯崎総理補佐官のほか、今井総理秘書官と自分(山田秘書官)が同席。
- 今井秘書官と自分から、(磯崎補佐官の)説明のような整理をすると総理単独の報道が萎縮する、整理ペーパーに挙げられている極端な事例以外はなんでも良くなってしまう、メディアとの関係で官邸にプラスになる話ではない、等と縷々発言した。
- これらの発言にもかかわらず、総理は意外と前向きな反応。総理からは、
  - ・ 政治的公平という観点からみて、現在の放送番組にはおかしいものもあり、こうした現状は正すべき。
  - ・ (放送番組全体で見ることについて)JAPANデビューは明らかにおかしい、どこでバランスを取っているのか。
  - ・ FCC(米国)のように(政治的公平を)廃止した国はともかく、日本の放送法には「政治的公平」の規定があって、国民はこれが守られていると思っており、守られていない現状はおかしい。等のご発言。
- 磯崎補佐官から、サンデーモーニングはコメントーター全員が同じことを述べている等、明らかにおかしいと発言。これに対し、総理から、
  - ・ 「放送番組全体で見る」とするこれまでの解釈は了解(一応OKと)するが、
  - ・ 極端な例をダメだと言うのは良いのではないか、
  - ・ その意味で(補佐官の整理は)あくまで「極端な事例」であり、気を遣った表現になっているのでこれで良いのではないか、とのご発言。
- また、総理から、①タイミングとして「今すぐ」やる必要はない、②国会答弁をする場は予算委員会ではなく総務委員会とし、総務大臣から答弁してもらえばいいのではないか、とご発言。
- これに対し、自分(山田秘書官)から、一度整理をすれば個々の事例の「あてはめ」が始まり、官邸と報道機関の関係にも影響が及ぶ等の発言をしたもの、総理は、「有利不利ではない」、「全部が全部とは言わないが、正すべきは正す」とのスタンスであった。
- レク終了後、今井秘書官にも相談したが、官邸にとって決して良い話ではなく、タイミングをみて官房長官にも(官邸から)話を入れる必要、との認識で一致。

【桜井総務審議官限り】

磯崎総理補佐官からの連絡  
(総理レクの結果について)

日時 平成27年3月6日(金) 9:45~10:05  
場所 官邸(磯崎総理補佐官室)  
先方 磯崎総理補佐官(○)、山口補佐官付  
当方 安藤情報流通行政局長(×)、長塩放送政策課長、西がた(記)

- 昨日(3月5日)、放送番組の「政治的公平」について磯崎補佐官から総理にご説明。
- その結果についてお話を伺ったところ、概要以下のとおり。

- 昨日総理にご説明。今井・山田両総理秘書官が同席。自分(磯崎補佐官)から説明し、山田秘書官は抵抗していたが、今井秘書官はもっと過激なことも言っていた。結論としては、国会でやることについては「良いのではないか」「ただし慎重にやってくれ」とのことであった。自分からは、「総務省とよく相談して進めたい」と申し上げた。
- また、総理から、実際に答弁してもらう場合は(予算委員会ではなく)「総務委員会で良い」という話もあった。時期はNHK予算の後で落ち着いてからが良いだろう。タイミングや誰に質問してもらうかについてはこちらでもう少し考えたい。また、実際の質問についてもこちらで質問立てしてみたい。その際はまた皆さん(当方)に相談する。高市大臣に対しては、こうした形で進めて行くことについてのご報告をお願いする。
- ご説明の場で、今井秘書官から、整理ペーパーの中の「政治的見解」の意味について質問があり、自分からは、「(国論を二分する)政治的課題についての意見のこと」と回答。
- 従来の「放送番組全体で見る」という国会答弁の初出は昭和39年。あの頃の報道番組は意見なんて言わなかった。おかしくなったのは田英夫が出てきてから。みんなびっくりしたもんだ。今回の話は、特定の番組をあげつらうのではなく、ふんわりと上品にやると言っているのだから、その意味では山田秘書官は抵抗しそうだったな。旧自治省が悪いのか旧郵政省が悪いのかは知らないが、総理もあまり総務省に好感を持っています。桜井総務審議官にも「無駄な抵抗はしないほうがいい」と伝えておこうと思う。
- 総理がいちばん問題意識を持っているのはNHKの「JAPANデビュー」だが、これはもう過去の話。今はサンデーモーニングには問題意識を持っている。(報道ステーションの)古館も気に入らないが、古館はゲストを呼ぶ。ゲストが弱くて負けるのはしょうがないが、この違いは大きい。サンデーモーニングは番組の路線と合わないゲストを呼ばない。あんなのが(番組として)成り立つのはおかしい。あとはNHKの5:30のラジオ(?)もテレビに出演できないようなゲストばかりで質が悪いが、今日のところはこれはいい。とにかくサンデーモーニング。番記者にもいろいろ言っているが、総務省もウォッチしておかなきゃだめだろう。
- 放送番組の政治的公平についての総務省のスタンスがこれまでよく分からなかった。(米国のように)政治的公平の原則を外すというのは一つの考え方だが、現に法律に規定がある以上は守らせないといけないし、(究極は)けしからん番組は取り締まるスタンスを示す必要があるだろう。そうしないと総務省が政治的に不信感を持たれることになる。

- ) 今回の整理で総務省も少しは矢面に立たざるを得なくなるかもしれないが、政府が変な立場に立つことのないように注意して進めたい。総理からも「よく相談してやって下さい」とのことであり、NHK予算が終わってから、今回の整理を質問に落としてみてからまた皆さん（当方）と相談したい。
- ) 古館は番組には出演させる。総理が呼ばれれば総理はけんかするだろう。その意味でもサンデーモーニングは構造的におかしいのではないかということ。皆さんもこうした問題意識は頭に入れておいていただきたい。（笑いながら）あんまり無駄な抵抗はするなよ。何回も来てもらってありがとう。

(以上)

大臣レクの結果について安藤局長からのデブリ模様  
(平成27年3月6日(金) 夕刻)

- 整理ペーパーと「磯崎総理補佐官からの連絡」で大臣にご説明。最初大臣は本件についてあまり記憶がなかった様子で、第一声は「本当にやるの?」。
- 大臣は、最近の自民党からの要請文書やNHK糸井会長の国会審議等を見ていて慎重になっているのかもしれない。整理ペーパーを見ているうちに内容を思い出してきたようで、以下の発言。
  - ・これから安保法制とかやるのに大丈夫か。
  - ・民放と全面戦争になるのではないか。
  - ・総理が「慎重に」と仰るときはやる気がない場合もある。(前回衆院選の)要請文書のように、背後で動いている人間がいるのだろう。
  - ・一度総理に直接話をしたい。
    - 平川参事官に今井総理秘書官経由で総理とお話できる時間を確保するようその場で指示。(3/6/金~3/8/日の間)
- 安藤局長から、総理に連絡する際は、
  - ・今回の整理ペーパーの内容は「事務的にはギリギリの線のものであること」、
  - ・磯崎補佐官に対し、一度「(高市大臣から) 答弁は準備します」とお伝えしていること、の2点に留意していただくようご発言。
- 本件大臣レクの結果について桜井総務審議官にはご報告済。
  - 3/6/金夕刻、磯崎補佐官付(山口氏)に対し、安藤局長から大臣レクの結果をご報告する時間の確保・日程の調整をメールで依頼。

(以上)

高市大臣と総理の電話会談の結果  
(平成27年3月9日(月)夕刻)

- 大臣室・平川参事官から安藤局長に対して以下の連絡。
  - ・ 政治的公平に関する件で高市大臣から総理に電話（日時不明）。
  - ・ 総理からは、「今までの放送法の解釈がおかしい」旨の発言。  
実際に問題意識を持っている番組を複数例示？（サンデーモーニング他）
  - ・ 国会答弁の時期については、総理から、「一連のものが終わってから」との  
ご発言があったとのこと。

(以上)

山田総理秘書官からの連絡  
【政治的公平の件について】

(平成27年3月13日(金)17:45)

山田総理秘書官から、政治的公平に関する国会答弁の件について、安藤局長に電話連絡。  
内容について局長からお話を伺ったもの。山田秘書官の発言の概要以下のとおり。

- ・ 政治的公平に関する国会答弁の件について、高市大臣から総理か今井秘書官かに電話があったようだ。
- ・ 総理は「軽く総務委員会で答弁しておいた方が良いのではないか」という反応だったとのこと。
- ・ 本件については総理が前向きであり、今井秘書官の指示で、菅官房長官には本件について相談していない。
- ・ 本件についてはしばらく「静観」したい。
- ・ 磯崎総理補佐官の側で大きな動きがあれば教えて欲しい。

(以上)